

船舶事故等調査報告書

平成27年9月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第116号
事故等種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成26年8月9日 00時40分ごろ
発生場所	兵庫県東播磨港（東播磨航路第4号灯浮標） （概位 北緯34°40.87′ 東経134°49.07′）
事故等調査の経過	平成26年9月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 ^{ちかわ} 千川丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	141540、丸五海運有限公司
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 右舷ハンドレールに凹損 灯浮標 やぐらの脚に曲損
事故等の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、鋼材1,390tを東播磨港において揚げ荷するため、船長が単独で操船を行い、東播磨航路の東側を手動操舵により、約7.8ノット（kn）の対地速力で北東進中、台風の接近に伴う急な豪雨により、視程が約20mとなった。 本船は、船長が、雨の影響でレーダー画面が見えにくかったため、感度等を調整しながら航行していたところ、平成26年8月9日00時40分ごろ、東播磨航路第4号灯浮標（以下「4号灯浮標」という。）に衝突した。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風力 3、視程 約20m 海象：潮流 南東流約1kn、潮汐 下げ潮の中央期
その他の事項	船長は、航行中に、本事故当時のような強さの降雨に遭遇するのは初めてであった。 船長は、本事故時、レーダーの調整を4～5分間継続して行っており、GPSプロッターで船位の確認を行っていなかった。 船長は、本事故後、潮流の影響で4号灯浮標に向かう態勢となったのではないかと思った。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象等の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、東播磨航路を手動操舵で北東進中、船長が、雨の影響で画面が見えにくくなったレーダーを調整することに気を取られ、GPSプ

	<p>ロッターで船位の確認を行っていなかったことから、潮流に圧流されて4号灯浮標に接近していることに気付かず、4号灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、東播磨航路を北東進中、船長が、雨の影響で画面が見えにくくなったレーダーを調整することに気を取られ、GPSプロッターで船位の確認を行っていなかったため、潮流に圧流されて4号灯浮標に接近していることに気付かず、4号灯浮標に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航行する航路で潮流の影響が予想される場合には、適切に船位を確認すること。